

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年8月10日

【計算期間】 第5期特定期間（自 平成21年11月11日 至 平成22年5月10日）

【ファンド名】 日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）

【発行者名】 スパークス・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 谷口 正樹

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎

【事務連絡者氏名】 田中 美紀子

【連絡場所】 東京都品川区大崎一丁目11番2号 ゲートシティ大崎

【電話番号】 03 - 5435 - 8200

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

**第一部【ファンド情報】****第1【ファンドの状況】****1【ファンドの性格】****(1)【ファンドの目的及び基本的性格】**

## ファンドの目的

当ファンドは、主として投資信託証券への投資を通じて、アジア太平洋諸国（除く日本）と中東諸国の株式に実質的に投資し、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。

## 信託金の限度額

信託金の限度額は1兆円です。なお、委託会社は、受託者と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## 基本的性格

当ファンドは、社団法人投資信託協会が定める商品分類方法において、「追加型投信 / 海外 / 株式」に分類されます。

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

## &lt; 商品分類表 &gt;

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型	国内	株式
	海外	債券
追加型	内外	不動産投信
		その他資産 ( )
		資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

## &lt; 商品分類定義 &gt;

1. 単位型・追加型による商品分類 : 追加型  
一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
2. 投資対象地域による商品分類 : 海外  
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
3. 投資対象資産(収益の源泉)による商品分類 : 株式  
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

## &lt;属性区分表&gt;

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般	年1回	グローバル	ファミリーファンド	あり ( )
大型株	年2回	日本		
中小型株	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
債券	年6回 (隔月)	欧州		
一般	年12回 (毎月)	アジア		
公債	日々	オセアニア		
社債	その他 ( )	中南米		
その他債券		アフリカ		
クレジット属性 ( )		中近東 (中東)		
不動産投信		エマージング		
その他資産 (投資信託証券 (株式一般))				
資産複合 ( )				

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

(注) ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産へ投資しますので、商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

## &lt;属性区分定義&gt;

- 投資対象資産による属性区分 : その他資産（投資信託証券（株式一般））
- 決算頻度による属性区分 : 日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）  
: 年6回（隔月）  
目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 投資対象地域による属性区分 : アジア、オセアニア及び中近東（中東）  
目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域、オセアニア地域及び中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 投資形態による属性区分 : ファンド・オブ・ファンズ  
社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 為替ヘッジによる属性区分 : 為替ヘッジなし  
目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

前記記載は、社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づく商品分類および属性区分を、委託会社が目論見書又は約款の記載内容等にて、分類し記載しております。  
なお、当ファンドが該当しない商品分類および属性区分につきましては、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

## ファンドの特色

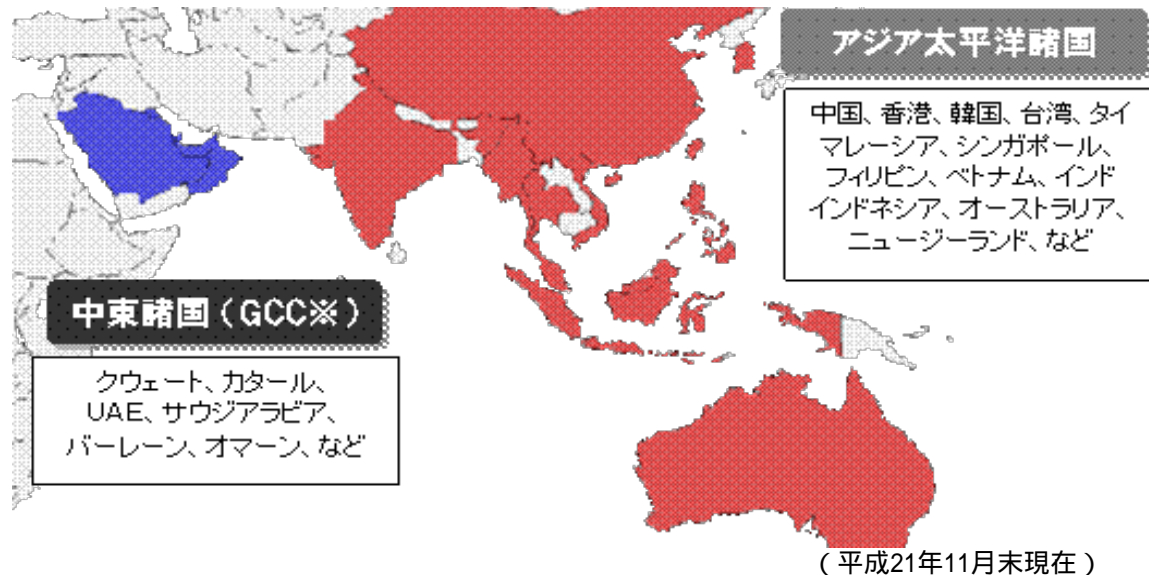
- アジア太平洋諸国（除く日本）と中東諸国の株式を実質的な主要投資対象とし、投資信託財産の中長期的な成長を図ることを目的に運用を行います。

世界経済を牽引しているアジア太平洋諸国と今後急速な発展が期待される中東諸国の株式に注目します。

アジア太平洋諸国および中東諸国の株式への投資にあたっては、コーポレートガバナンスに着目しつつ地域特性を勘案し、配当収益の確保を目指します。また投資機会を広げることで、キャピタル・ゲインの獲得も目指します。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

#### 〔投資対象国〕



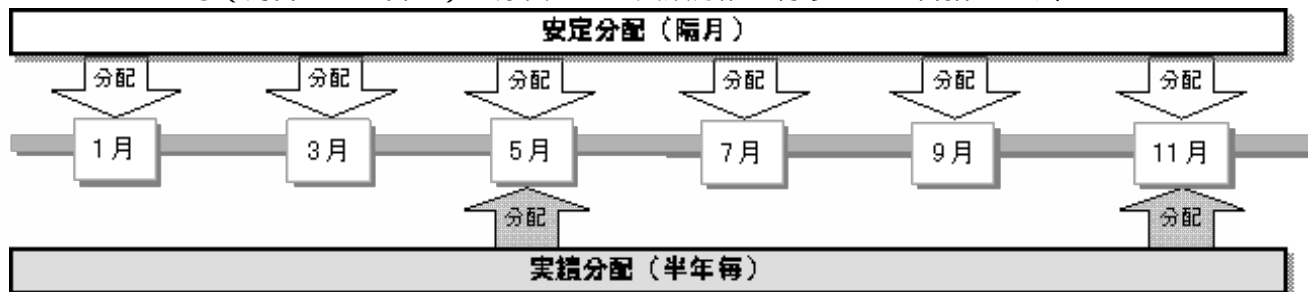
『GCC』とは湾岸協力会議（Gulf Cooperation Council）の略称です。ベルシャ湾岸地域の緊張に対応して、湾岸アラブ産油国が設立した地域協力機構で、参加国メンバーは、サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、バーレーン、オマーン、カタール、クウェートの6カ国。

- ・上記の国すべてに投資するものではなく、上記以外の国へ投資する場合があります。
- ・各国への投資に当たってはDR（預託証券）や株式の値動きに連動する効果を有する債券などを通じて行う場合があります。

#### 2. 隔月（奇数月、原則10日）に安定的な分配を行うことを目指します。

インカム収益を原資として、毎年1月、3月、5月、7月、9月、11月の決算時（各月10日（休業日の場合は翌営業日））に安定した分配を行うことを目指します。

毎年5月と11月の決算時には、隔月の安定分配相当額に加え基準価額水準等を勘案し、キャピタルゲイン等（為替差益を含む）を原資とした実績分配を行うことを目指します。



毎決算時に、分配金の支払いを目指します。

上図はイメージであり、将来の分配金の支払いをお約束するものではありません。

分配対象額が少額の場合等には、収益分配を行わない場合もあります。

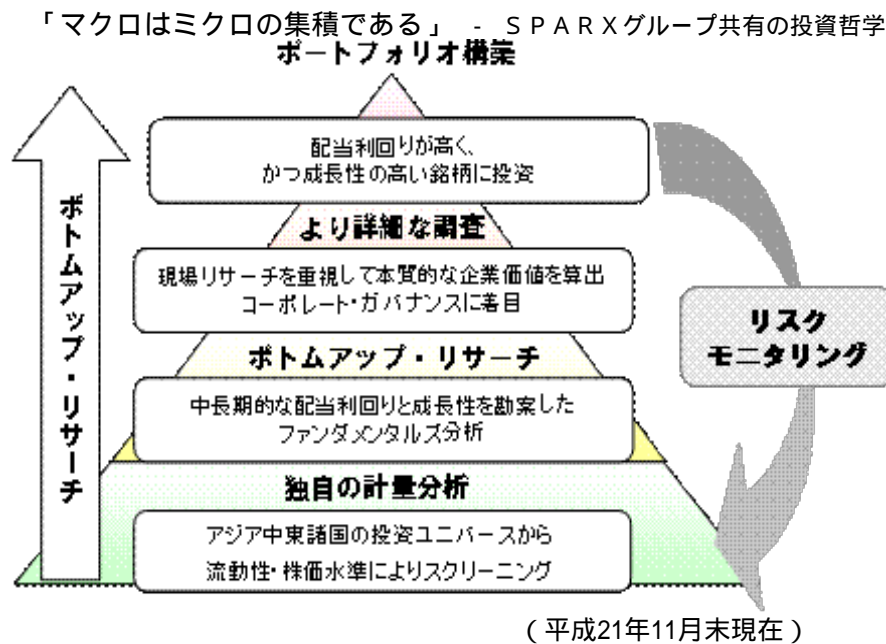
#### 3. SPARKXグループの一員であり、アジアのオルタナティブ運用において世界最大級の資産運用会社であるPMAキャピタル・マネジメント・リミテッド（以下、PMA社）が実質的に運用を行います。

アジア地域に特化したオルタナティブ運用で培った運用力を活用し、徹底した企業調査に基づき投資を行います。

香港およびドバイに拠点を構え、アジア中東諸国に根ざした投資活動を行います。

（平成21年11月末現在）

PMA社が運用する「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」の運用プロセスは以下の通りです。



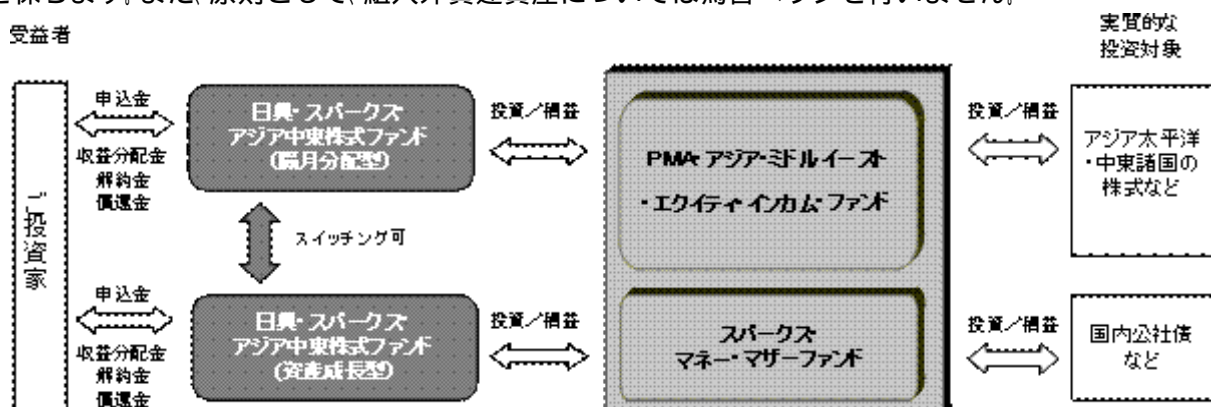
4. ファンド・オブ・ファンズ形式で運用を行います。

主として以下の投資信託証券に投資を行い、アジア太平洋諸国（除く日本）と中東諸国の株式等に実質的な投資を行います。

- ・ PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド（ケイマン籍証券投資法人）
- ・ スパークス・マネー・マザーファンド（証券投資信託）

「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」の組入比率は、原則として高位を保ちます。また、原則として、組入外貨建資産については為替ヘッジを行いません。

受益者



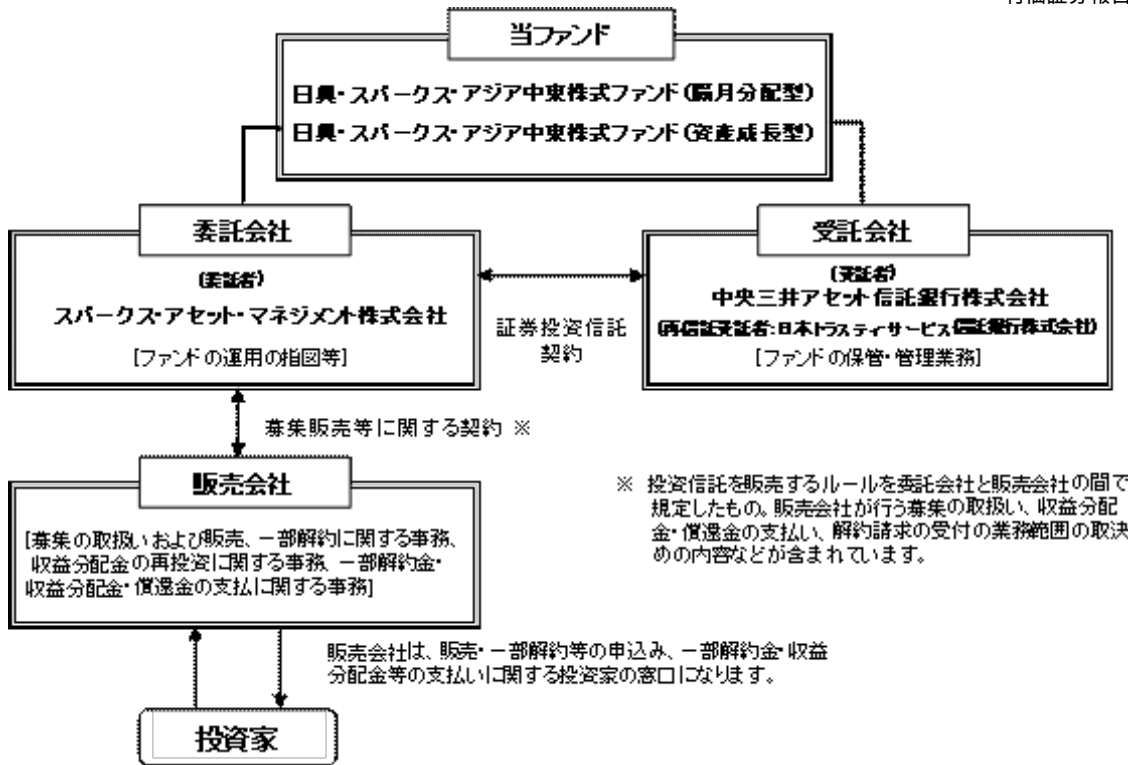
スイッチング（ファンド間の乗換え）は、手数料なしで行えます。また換金時と同様の課税上の取扱いとなります。

## (2) 【ファンドの沿革】

平成19年11月30日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始

## (3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



- ・ファンドの関係法人は次の通りです。
- a. スパークス・アセット・マネジメント株式会社（委託会社）
- ・ファンドの委託者として、信託財産の運用指図、受益権の発行等を行います。
- b. 中央三井アセット信託銀行株式会社（受託会社）  
（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（再信託受託会社））
- ・ファンドの受託者として、委託者の指図に基づく信託財産の管理等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託を行います。
- c. 日興コーディアル証券株式会社（販売会社）
- ・販売会社は、委託会社との間の「募集・販売の取扱い等に関する契約書」に基づき、ファンドの受益権の募集・販売の取扱い、一部解約請求の受付、分配金の再投資、一部解約金・償還金の支払の取扱い等を行います。

#### 委託会社の概況

a. 資本金 25億円（平成22年6月末日現在）

#### b. 会社の沿革

平成18年 4月 持株会社への移行に伴い、スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社の子会社として、スパークス分割準備株式会社を設立。

平成18年 10月 商号をスパークス・アセット・マネジメント株式会社に変更。投資顧問業及び投資一任契約に係る業務並びに投資信託委託業をスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）より会社分割により承継。

平成22年 7月 スパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始。

#### c. 大株主の状況（平成22年6月末日現在）

氏名又は名称	住所	所有株式数	所有比率
スパークス・グループ株式会社	東京都品川区大崎一丁目11番2号ゲートシティ大崎	50,000株	100%

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

- ・主として、以下の投資信託証券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。  
ケイマン籍円建外国投資法人 PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド  
証券投資信託 スパークス・マネー・マザーファンド受益証券
- ・投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。各投資信託証券への投資比率は、原則として、市況環境および投資対象ファンドの収益性等を勘案して決定します。なお、資金動向によっては、各投資信託証

券への投資比率を引き下げることもあります。

- ・実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ・市況動向に急激な変化が生じたとき、ならびに残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準になったとき等やむを得ない事情が発生した場合には、上記のような運用ができない場合があります。

## (2)【投資対象】

主として投資信託証券（投資信託または外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。詳しい投資対象は以下の通りです。

1. この信託において投資の対象とする資産の種類（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定める特定資産の種類をいいます。）は、次に掲げるものとします。
  - 1) 有価証券
  - 2) 金銭債権
  - 3) 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
  - 1) 為替手形

### 投資対象とする投資信託証券の概要

#### ・PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド （ケイマン籍証券投資法人）

運用の基本方針	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
主な投資対象	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等を主要投資対象とします。
投資方針	アジア太平洋諸国および中東諸国の株式等への投資にあたっては、コーポレートガバナンスに着目しつつ地域特性を勘案し、配当収益の確保を目指します。また投資機会を広げることで、キャピタル・ゲインの獲得も目指します。
主な投資制限	1 銘柄の組入は、原則として組入時の純資産総額の10%を限度とします。 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
収益分配	平成20年4月末以降、毎年4月末、6月末、8月末、10月末、12月末、2月末を基準日として、基準価額水準、市況動向等を勘案し、収益分配を行います。
信託報酬	運用報酬は純資産総額に対して年率1%。その他、受託会社報酬、保管会社報酬などの費用がかかります。
基準通貨	円
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
解約手数料	なし
その他の費用	監査費用、有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入資産の保管費用・管理費用等。 その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
設定日	平成19年12月3日
投資顧問会社	PMAキャピタル・マネジメント・リミテッド

#### ・スパークス・マネー・マザーファンド （証券投資信託）

運用の基本方針	この投資信託は、信託財産の着実な成長を図ることを目標として安定運用を行います。
主な投資対象	わが国の公社債を主要投資対象とします。
投資方針	主としてわが国の公社債に投資を行い利息等収益の確保を図ります。
主な投資制限	株式（新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

収益分配	なし
信託報酬	なし
基準通貨	円
申込手数料	なし
信託財産留保額	なし
解約手数料	なし
その他費用	有価証券売買時の売買委託手数料、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入資産の保管費用・管理費用等。 その他費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。
設定日	平成19年11月30日
委託会社	スパークス・アセット・マネジメント株式会社

投資対象とする有価証券（約款第15条第1項）は以下の通りです。

- 1．短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）
- 2．コマーシャル・ペーパー
- 3．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
- 4．投資証券もしくは外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
- 5．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、1．を以下「公社債」といい、3．および4．の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品（約款第15条第2項）

- 1．預金
- 2．指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）
- 3．コール・ローン
- 4．手形割引市場において売買される手形

の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときは、委託者は、信託金を、1．から4．までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

### (3)【運用体制】

当ファンドでは、平成22年6月末日現在、運用調査本部が運用・調査を担当しており、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

意思決定プロセス

- a. 運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「第一投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。
- b. ファンドマネージャーは「第一投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。第一投資政策委員会は、社長、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

委託会社によるファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

受託会社（再信託受託会社）に対して、S A S 70（受託業務に関わる内部統制について評価する監査人の業務に関する基準）に基づく受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受け取っており、また必要に応じて運営体制について実査することとしております。

## スパークス・アセット・マネジメント株式会社の運用体制（平成22年6月末現在）



## グローバルな組織体制（平成21年11月末現在）

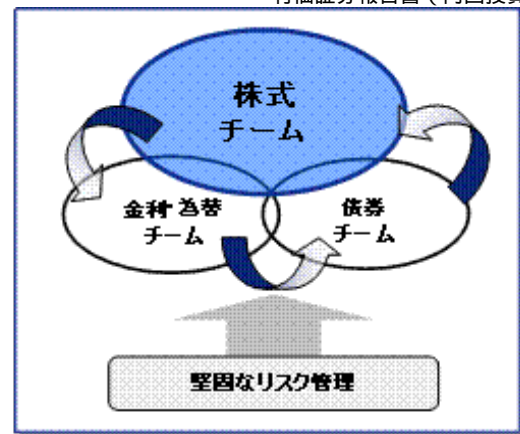
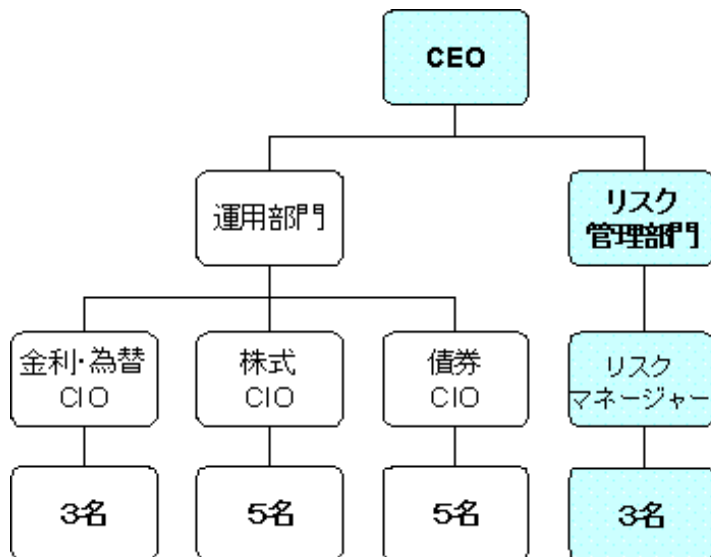
「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」は、SPARXグループの一員であるPMA社が、アジア中東諸国の現地に根ざした運用調査を行います。



## PMA社における運用体制（平成22年5月末現在）

PMA社は、SPARXグループの一員であり、アジアのオルタナティブ運用で世界最大級の資産運用会社です。香港、ドバイにプロフェッショナルを配置しています。リスク管理およびプロセスに重点を置いており、それらを独立した組織として運営しています。

## &lt; 香港拠点の運用体制 &gt;



[運用チーム間で緊密なコミュニケーション]

#### (4) 【配分方針】

第1計算期および第2計算期は収益分配を行いません。第3計算期以降、毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

##### (1) 分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収入および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

##### (2) 分配対象収益についての配分方針

分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合等は、収益分配を行わないこともあります。

##### (3) 留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

#### (5) 【投資制限】

信託約款で定める投資制限

- 1) 投資信託証券、短期社債等（社振法第66条第1号に規定する短期社債、同法第117条に規定する相互会社の社債、同法第118条に規定する特定社債および同法第120条に規定する特別法人債をいいます。）、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行いません。（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）
- 2) 外貨建資産への投資制限（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）  
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 3) 投資信託証券への投資制限（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）  
同一銘柄の投資信託証券への実質投資割合は、原則として信託財産の純資産総額の50%以下とします。ただし、約款又は規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されること（投資信託委託会社または販売会社による自己設定が行われる場合を含みます。）が定められている投資信託証券については、信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- 4) 有価証券先物取引等への投資制限（約款 運用の基本方針 2. 運用方法 (3) 投資制限）  
有価証券先物取引等の派生商品取引の指図ならびに有価証券の貸付、空売りおよび借入れの指図は行いません。
- 5) 資金の借入れ（約款第24条）
  - (a) 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
  - (b) 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始

日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。

(c) 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(d) 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### 法令に定められた投資制限

##### 1) デリバティブ取引に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的方法により算出した額が当該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

##### 2) 同一法人の発行する株式への投資制限（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。）が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

### 3【投資リスク】

当ファンドは、主に投資信託証券に投資を行い、投資対象とする投資信託証券は、主に株式および債券など値動きのある証券（外貨建証券は為替変動リスクもあります。）を投資対象としているため、基準価額は大きく変動します。従って、金融機関の預金と異なり、投資元本が保証されているものではなく、組入れた有価証券の価格が下落する場合や、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込む場合もあります。また、ファンドは預金ではなく、預金保険の対象外です。信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。受益権取得申込者は、ファンドの投資目的およびリスク要因を十分に認識することが求められます。また、登録金融機関による販売の場合は投資者保護基金の支払いの対象ではありません。

なお、基準価額の主な変動要因は以下のとおりです。

#### (1) 価格変動リスク

当ファンドは、実質的に外国株式を主要な投資対象としますので、当ファンドへの投資には、株式投資にかかる価格変動等の様々なリスクが伴うこととなります。当ファンドに組入れられる株式の価格は短期的または長期的に下落していく可能性があり、これらの価格変動または流動性に予想外の変動があった場合、重大な損失が生じる場合があります。

#### (2) 新興国市場への投資リスク

当ファンドは、実質的に新興国市場への投資も行います。新興国市場への投資は先進国への投資と比較して価格変動、流動性、為替変動、政治要因等のリスクが高いと考えられています。また、情報の開示などの基準が先進国とは異なることから投資判断に際して正確な情報を十分に確保できない場合があります。国有化、資産の収用、あるいは通貨の回金の制限等により、かかる国への投資はリスクを増大させることがあり、その結果、重大な損失が生じる場合があります。

#### (3) 為替変動リスク

当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。外国為替相場の変動により投資を行う投資対象国の通貨建て資産の価格が変動し、これにより基準価額が変動し、損失を生じる場合があります。

#### (4) 流動性リスク

当ファンドは流動性の低い資産に投資をする場合があります。市場規模や取引量が少ない場合、組入れ銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売却できず、重大な損失が生じる場合があります。

#### (5) 信用リスク

組入れられる株式や債券等の有価証券やコマーシャル・ペーパー等短期金融商品は、発行体に債務不履行が発生あるいは懸念される場合には価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあります。これらは当ファンドの基準価額が下落する要因となります。なお、株式等の値動きに連動する債券については、債券の発行者に起因するリスクのほか、対象とする企業の株価の変動の影響を受けますので、対象とする企業が倒産や大幅な業績悪化に陥った場合には、当該債券の価値が大きく下落し、基準価額が大きく下落する要因となります。

#### (6) 一部解約による資金流出等に伴うリスク

当ファンドの一部解約による資金流出に伴い、基準価額が影響を受ける場合があります。大量の解約があった場合、解約代金を手当てするため保有有価証券を売却しなければならないことがあります。その際には市場動向や取引量等の状況によって、基準価額が大きく変動することがあります。

#### (7) 金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。当ファンドが主要投資対象の一つとする「スパークス・マネー・マザーファンド」は、本邦通貨表示の短期の公社債を中心に投資を行いますので、金利上昇は当ファンドの基準価額を下落させる要因となることがあります。

<その他の留意事項>

システムリスク・市場リスクなどに関する事項

証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化、政策の変更もしくはコンピューター・ネットワーク関係の不慮の出来事などの諸事情により閉鎖されることがあります。このような場合、一時的に設定・解約等ができないこともあります。また、これらに

より、一時的に当ファンドの運用方針に基づく運用ができなくなるリスクなどもあります。

#### 法令・税制・会計方針などの変更に関する事項

当ファンドに適用される法令・税制・会計方針などは、今後変更される場合があります。

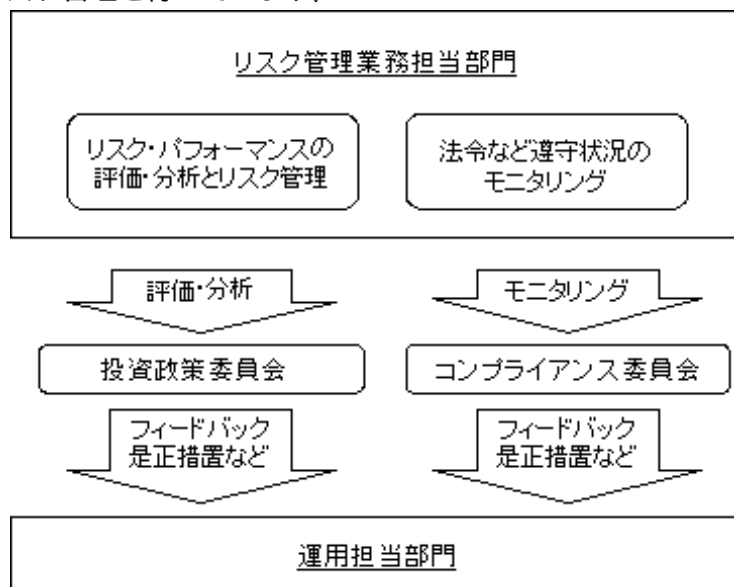
また、投資対象とする地域の中では、金融市場や証券市場にかかる法令・制度などが先進国と比較して未整備であったり先進国とは異なったりすること、法令・制度・税制・決済ルールに変更が加えられる可能性が先進国よりも高いと考えられること、市場取引の仲介業者等の固有の事情から、投資行動に予期せぬ制約を受けたり、様々な要因から投資成果への悪影響や損失を被ったりする可能性があります。

#### お申込・解約等に関する留意点

- ・金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込、解約請求およびスイッチングのお申込みの受付を中止することがあります。
- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの解約の金額に制限を設ける場合や、一定の金額を超える解約の請求の受付時間に制限を設ける場合があります。
- ・信託期間中の香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等には、取得申込、解約請求およびスイッチングのお申込みは受けません。

#### 投資リスクに対する管理体制（平成21年12月末日現在）

当社では、投資リスクを適切に管理するため、運用部門ではファンドの特性に沿ったリスク範囲内で運用を行うよう留意しています。また、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。



#### <ご参考> PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンドの管理体制

PMA社では、リスク管理部門が、リスク管理に携わっています。リスク管理部門は、日々ベースで、ファンドの保有銘柄の価格・流動性リスクならびにパフォーマンス分析など、常時モニタリングを行い、必要があれば、運用部門に指示や対応策を伝えます。

## 4【手数料等及び税金】

### (1)【申込手数料】

3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た金額とします。なお、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額は、申込金額の中から差し引かせていただきます。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。

「スイッチング」による取得申込の場合、手数料はかかりません。

「スイッチング」の課税上の取扱いは、換金時と同様となりますのでご注意ください。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

**(2)【換金（解約）手数料】**

解約時の手数料はありません。

**(3)【信託報酬等】**

信託報酬の額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し、年0.89775%（税抜0.855%）の率を乗じて得た金額とします。信託報酬に係る委託会社、販売会社および受託会社の間での配分は次の通りです。

委託会社	販売会社	受託会社
年0.1785% （税抜0.17%）	年0.6825% （税抜0.65%）	年0.03675% （税抜0.035%）

信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

なお、「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」については、純資産総額に対して年率1%の運用報酬が同ファンドより負担されます。また、保管会社報酬、受託会社報酬などの費用がかかります。これらのコストも受益者が間接的に負担します。

**(4)【その他の手数料等】**

ファンドは以下の費用も負担します。

1. 振替受益権にかかる費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正も含まれます。）の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書（訂正事項分を含みます。）の作成、販売用資料、商品内容説明用資料の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. この信託の受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
7. この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
8. 会計監査費用

委託者は、前項の諸費用の支払いを信託財産のために行い、その金額を合理的に見積もった結果、信託財産の純資産総額に年10,000分の10の料率を乗じて得た金額を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際の金額のいかんにかかわらず、信託財産より受領することができます。ただし、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期間中に、随時、上記の料率の範囲内で諸費用の年率を見直して、それを変更することができます。

前項の諸費用は、信託の計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用ならびに当該諸費用に対する消費税等相当額は、毎計算期末または信託終了の時に、信託財産中から委託者に対して支弁されます。

**(5)【課税上の取扱い】**

個人、法人別の課税について

## 1) 個人の受益者に対する課税

## ・ 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金の源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日以降は20%（所得税15%および地方税5%）となります。

確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

## ・ 解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益は譲渡所得とみなされ、譲渡益については、申告分離課税が適用されず（特定口座（源泉徴収あり）の利用も可能です）。その税率は、平成21年から平成23年において

は10%（所得税7%および地方税3%）となります。

（平成24年以降は、20%（所得税15%および地方税5%）となります。）

解約時および償還時の差損については、確定申告等により上場株式等の配当所得との通算が可能です。

## 2) 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。

個別元本について

- 1) 追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う都度当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 各受益権毎に、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については、各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

分配金の課税について

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。受益者が分配金を受取る際、a) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の金額が普通分配金となり、b) 当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

（注）上記は平成21年12月末日現在の税法によるものです。

税法が改正された場合には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

**5【運用状況】**

以下は2010年6月30日現在の状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

投資比率の内訳と合計は四捨五入の関係で合わない場合があります。

**(1)【投資状況】**

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
投資証券	ケイマン	15,862,666,078	96.53
親投資信託受益証券	日本	215,407,827	1.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		354,478,015	2.16
合計(純資産総額)		16,432,551,920	100.00

(参考) スパークス・マネー・マザーファンドの投資状況

資産の種類	国名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
国債証券	日本	200,328,657	92.99
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		15,093,833	7.01
合計(純資産総額)		215,422,490	100.00

**(2)【投資資産】****【投資有価証券の主要銘柄】**

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	上段：簿価単価	上段：簿価金額	投資 比率 (%)
					下段：評価単価 (円)	下段：評価金額 (円)	
1	ケイマン	投資証券	PMA・アジア・ミドルイースト・ エクイティ・インカム・ファンド	2,656,618	6,282	16,688,874,276	96.53
					5,971	15,862,666,078	
2	日本	親投資信託 受益証券	スパークス・マネー・マザーファンド	213,486,449	1.0089	215,386,479	1.31
					1.0090	215,407,827	

**種類別及び業種別投資比率**

種類	国内/外国	投資比率(%)
投資証券	外国	96.53
親投資信託受益証券	国内	1.31
合計		97.84

**【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

**【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

**(3)【運用実績】****【純資産の推移】**

2010年6月30日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

期	年月日	純資産総額(円) (分配落)	純資産総額(円) (分配付)	1口当たり 純資産額 (円) (分配落)	1口当たり 純資産額 (円) (分配付)
1期	(2008年1月10日)	72,025,840,946	72,025,840,946	0.9669	0.9669
2期	(2008年3月10日)	68,441,080,820	68,441,080,820	0.8583	0.8583
3期	(2008年5月12日)	71,437,137,503	71,950,039,526	0.9053	0.9118
4期	(2008年7月10日)	64,464,435,567	64,957,822,697	0.8493	0.8558
5期	(2008年9月10日)	55,716,843,745	56,183,960,714	0.7753	0.7818
6期	(2008年11月10日)	32,374,960,150	32,811,634,118	0.4819	0.4884
7期	(2009年1月13日)	27,182,662,451	27,585,369,243	0.4387	0.4452
8期	(2009年3月10日)	23,942,538,085	24,308,875,713	0.4248	0.4313
9期	(2009年5月11日)	28,596,559,313	28,823,539,678	0.5669	0.5714
10期	(2009年7月10日)	25,666,955,640	25,872,233,166	0.5627	0.5672
11期	(2009年9月10日)	24,922,893,543	25,103,116,398	0.6223	0.6268
12期	(2009年11月10日)	22,874,604,300	23,035,225,322	0.6409	0.6454
13期	(2010年1月12日)	21,960,314,132	22,105,815,846	0.6792	0.6837
14期	(2010年3月10日)	19,904,501,951	20,042,098,267	0.6510	0.6555
15期	(2010年5月10日)	18,096,041,868	18,222,068,995	0.6461	0.6506
	2009年6月末日	26,776,925,172	—	0.5794	—
	2009年7月末日	27,761,376,930	—	0.6280	—
	2009年8月末日	25,897,289,218	—	0.6279	—
	2009年9月末日	24,822,229,365	—	0.6287	—
	2009年10月末日	22,821,198,902	—	0.6300	—
	2009年11月末日	20,920,288,597	—	0.6000	—
	2009年12月末日	21,346,460,738	—	0.6494	—
	2010年1月末日	20,225,353,387	—	0.6390	—
	2010年2月末日	19,509,314,485	—	0.6311	—
	2010年3月末日	20,197,660,512	—	0.6742	—
	2010年4月末日	19,492,873,238	—	0.6934	—
	2010年5月末日	17,115,507,387	—	0.6245	—
	2010年6月末日	16,432,551,920	—	0.6153	—

## 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金 (円)
1期	自 2007年11月30日 至 2008年1月10日	—
2期	自 2008年1月11日 至 2008年3月10日	—
3期	自 2008年3月11日 至 2008年5月12日	0.0065
4期	自 2008年5月13日 至 2008年7月10日	0.0065
5期	自 2008年7月11日 至 2008年9月10日	0.0065
6期	自 2008年9月11日 至 2008年11月10日	0.0065
7期	自 2008年11月11日 至 2009年1月13日	0.0065
8期	自 2009年1月14日 至 2009年3月10日	0.0065
9期	自 2009年3月11日 至 2009年5月11日	0.0045
10期	自 2009年5月12日 至 2009年7月10日	0.0045
11期	自 2009年7月11日 至 2009年9月10日	0.0045
12期	自 2009年9月11日 至 2009年11月10日	0.0045
13期	自 2009年11月11日 至 2010年1月12日	0.0045
14期	自 2010年1月13日 至 2010年3月10日	0.0045
15期	自 2010年3月11日 至 2010年5月10日	0.0045

## 【収益率の推移】

期	計算期間	前期末 1口当たり純資産 (分配落)円	当期末 1口当たり純資産 (分配付)円	収益率 (%)
1期	自 2007年11月30日 至 2008年1月10日	1.0000	0.9669	△3.3
2期	自 2008年1月11日 至 2008年3月10日	0.9669	0.8583	△11.2
3期	自 2008年3月11日 至 2008年5月12日	0.8583	0.9118	6.2
4期	自 2008年5月13日 至 2008年7月10日	0.9053	0.8558	△5.5
5期	自 2008年7月11日 至 2008年9月10日	0.8493	0.7818	△7.9
6期	自 2008年9月11日 至 2008年11月10日	0.7753	0.4884	△37.0
7期	自 2008年11月11日 至 2009年1月13日	0.4819	0.4452	△7.6
8期	自 2009年1月14日 至 2009年3月10日	0.4387	0.4313	△1.7
9期	自 2009年3月11日 至 2009年5月11日	0.4248	0.5714	34.5
10期	自 2009年5月12日 至 2009年7月10日	0.5669	0.5672	0.1
11期	自 2009年7月11日 至 2009年9月10日	0.5627	0.6268	11.4
12期	自 2009年9月11日 至 2009年11月10日	0.6223	0.6454	3.7
13期	自 2009年11月11日 至 2010年1月12日	0.6409	0.6837	6.7
14期	自 2010年1月13日 至 2010年3月10日	0.6792	0.6555	△3.5
15期	自 2010年3月11日 至 2010年5月10日	0.6510	0.6506	△0.1

(注) 収益率は、計算期間末の1口当たり純資産額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の1口当たり純資産額（分配落の額、以下「前期末純資産額」という。）を控除した額を前期末純資産額で除して得た数に100を乗じて得た数字です。分配金は課税前のものです。

## (4) 【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

期	計算期間	設定口数 (口)	解約口数 (口)
1期	自 2007年11月30日 至 2008年1月10日	74,503,259,142 (0)	13,238,542 (0)
2期	自 2008年1月11日 至 2008年3月10日	6,133,237,903 (0)	878,919,522 (0)
3期	自 2008年3月11日 至 2008年5月12日	1,263,495,456 (0)	2,099,830,842 (0)
4期	自 2008年5月13日 至 2008年7月10日	683,700,818 (0)	3,685,992,072 (0)
5期	自 2008年7月11日 至 2008年9月10日	421,082,829 (0)	4,462,646,071 (0)
6期	自 2008年9月11日 至 2008年11月10日	431,037,248 (0)	5,114,575,861 (0)
7期	自 2008年11月11日 至 2009年1月13日	609,346,613 (0)	5,835,065,973 (0)
8期	自 2009年1月14日 至 2009年3月10日	602,909,891 (0)	6,198,165,922 (0)
9期	自 2009年3月11日 至 2009年5月11日	795,979,078 (0)	6,715,532,999 (0)
10期	自 2009年5月12日 至 2009年7月10日	296,072,199 (0)	5,118,925,223 (0)
11期	自 2009年7月11日 至 2009年9月10日	260,996,098 (0)	5,828,700,838 (0)
12期	自 2009年9月11日 至 2009年11月10日	195,415,542 (0)	4,551,378,374 (0)
13期	自 2009年11月11日 至 2010年1月12日	176,512,063 (0)	3,536,358,210 (0)
14期	自 2010年1月13日 至 2010年3月10日	149,069,849 (0)	1,905,825,021 (0)
15期	自 2010年3月11日 至 2010年5月10日	151,997,035 (0)	2,722,928,009 (0)

(注1) ( ) 内の数字は本邦外における設定、解約口数です。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

## 第2【管理及び運営】

## 1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社の本・支店で毎営業日に申しいただけます。

ただし、販売会社の営業日であっても、香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等に該当する日には、取得申込（スイッチングを含みます。）の受付は行いません。お申込単位は販売会社が別途定める単位とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- (2) 取得申込時限

平成22年2月10日から平成23年2月9日までです。

\* 申込期間は上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

午後3時までに、取得申込が行われかつ当該取得申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

- (3) 取得申込に係る制限

委託会社は、信託財産の安定した運用と受益者の公平性に資するため、受益権の取得申込（スイッチングを含みます。）に対して制限を設けることがあります。また、金融商品取引所における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込（スイッチングを含みます。）の受付を中止させていただくことがあります。

- (4) スイッチング

「日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）」と「日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（資産成長型）」との間で、スイッチングを行うことができます。

スイッチングとは、保有しているファンドを売却し、その売却代金をもって他のファンドを取得することで、売却するファンドと取得するファンドを同時にお申しいただきます。お申込の際に、スイッチングの旨をご指示ください。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- (5) 取得申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額です。

- (6) 申込手数料

3.15%（税抜3%）を上限として販売会社が独自に定める率を取得申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た金額とします。ただし、分配金の再投資により取得する口数について手数料はかかりません。「スイッチング」による取得申込の場合、手数料はかかりません。

「スイッチング」の課税上の取扱いは、換金時と同様となりますのでご注意ください。

詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- (7) 申込金額の支払い

販売会社が指定する日までに申込金額を販売会社に支払うものとします。

\* 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託の都度、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

## 2【換金（解約）手続等】

- (1) 毎営業日に販売会社で解約の請求ができます。

ただし、販売会社の営業日であっても、香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等に該当する日には、解約請求の受付（スイッチングを含みます。）はできません。解約請求の単位は、販売会社が別途定める単位とします。詳しくは販売会社までお問い合わせください。

- (2) 換金請求時限

午後3時までに、解約請求が行われかつ当該解約請求にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込分とします。当該受付時間を過ぎた場合は翌営業日の受付となります。

(3) 換金適用価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

「スイッチング」の課税上の取扱いは、換金時と同様となりますのでご注意ください。

(4) 換金請求に係る制限

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求（スイッチングを含みます。）の受付を中止させていただくことがあります。解約の実行の請求受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の解約の実行請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約の実行請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約の実行請求を受付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、1顧客1日当たりの解約の金額に制限を設ける場合や一定の金額を超える解約請求（スイッチングを含みます。）の受付時間に制限を設ける場合があります。

(5) 解約手数料

解約時の手数料はありません。

(6) 解約代金の支払い

解約代金は解約請求受付日から起算して7営業日目からお支払いいたします。

\* 解約の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

<お申込不可日>

香港の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、英国の金融商品取引所の休業日および銀行休業日、ケイマンの銀行休業日等（以下「海外市場の休業日」といいます。）には、取得申込および解約請求の受付（スイッチングを含みます。）を行いません。

「海外市場の休業日」は以下の通りです。（2010年2月から2011年3月までを掲載）

海外市場の休業日	
2010年	2月 15日, 16日, 17日
	3月
	4月 2日, 5日, 6日
	5月 3日, 17日, 21日, 31日
	6月 14日, 16日
	7月 1日, 5日
	8月 30日
	9月 23日
	10月 1日
	11月 15日
	12月 27日, 28日
	2011年
2月 3日, 4日	
3月 9日	

\* 上記は2009年12月30日現在で委託会社が認識できる休業日です。なお、休業日は変更されることがありますので、お申込の際には販売会社までお問い合わせください。

### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

ファンドに属する有価証券等の時価評価は、原則として、市場価額のある有価証券についてはその終値（終値のないものについてはそれに準ずる価額）、市場価額のない有価証券については取得価額、未上場の投資信託証券については基準価額に基づいて評価します。ただし、社団法人投資信託協会規則に

従い、残存期間1年以内の公社債等については、原則として、取得価額と償還価額の差額を日割計算して得た金額を日々帳簿価額に加算又は減算した額で評価します。「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を計算日における受益権口数で除した1口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。基準価額は便宜上1万口単位で表示することがあります。

基準価額につきましては、前日の基準価額が日本経済新聞の朝刊に掲載される他、（掲載名、日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）：アジ中東）販売会社および委託会社にお問い合わせいただければ、お知らせいたします。

<委託会社の照会先>

スパークス・アセット・マネジメント株式会社 〔ホームページ〕 <a href="http://www.sparx.co.jp/">http://www.sparx.co.jp/</a> 〔電話番号〕 03-5435-8200 （受付時間：営業日の9：00～17：00）
---

## (2) 【保管】

該当事項はありません。

## (3) 【信託期間】

信託期間は、平成19年11月30日（当初設定日）から平成29年11月10日までとします。

ただし、下記（5）その他 a. ファンドの償還条件に該当する場合は信託期間中においても信託を終了することがあります。また、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めるときは、受託会社と協議の上、信託期間を延長することができます。

## (4) 【計算期間】

計算期間は、毎年1月11日から3月10日まで、3月11日から5月10日まで、5月11日から7月10日まで、7月11日から9月10日まで、9月11日から11月10日まで、11月11日から翌年1月10日とすることを原則とします。各計算期間終了日に該当する日が休業日のときは該当日の翌営業日を計算期間の終了日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

毎決算時（原則として1月、3月、5月、7月、9月、11月の各月10日、休日の場合は翌営業日）に約款に定める「収益分配方針」に基づいて、収益の分配を行います。安定した分配を継続して行うことを目指しますが、毎年5月と11月の決算時には、基準価額水準等を勘案して分配を行います。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わない場合もあります。分配金は税金を差し引かれた後、自動的に再投資されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。

\*原則として、収益分配金は税金を差し引かれた後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## (5) 【その他】

### a. ファンドの償還条件

イ. 委託者は、信託期間中において、信託契約の一部を解約することにより、この信託に係る受益権の口数が20億口を下回ったとき、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、繰上償還させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、繰上償還しようとする旨を監督官庁に届出ます。

ロ. 委託者は、イの事項に従い、信託期間を終了させるには、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

ハ. ロの書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ. ロの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

- ホ．口から二までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、口から二までに規定するこの信託契約を解約の手続きを行うことが困難な場合には適用しません。
- ヘ．委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了します。
- ト．委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は下記「c. 信託約款の変更」の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者の間において存続します。
- b．運用報告書
- 委託会社は、毎年5月と11月に到来するファンドの計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成し、販売会社を通じて知られたる受益者に交付します。
- c．信託約款の変更
- イ．委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとし、
- ロ．委託者は、イの事項（イの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知られたる受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ．口の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知られたる受益者が議決権を行使しないときは、当該知られたる受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ．口の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ．口からホまでの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト．イからへの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。
- d．公告
- 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告により行い、次のアドレスに掲載します。  
<http://www.sparx.co.jp/>
- なお、事故その他やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行うことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載することとします。
- e．関係法人との契約更改等に関する手続き
- 販売会社との「募集・販売の取扱い等に関する契約」については、期間満了の3ヵ月前までに別段

の意思表示のないときは、自動的に1年間延長されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

#### 4【受益者の権利等】

##### 収益分配金・償還金受領権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金・償還金を、持ち分に応じて委託会社から受領する権利を有します。

収益分配金は税引後自動的に再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。この場合、1口単位での申込となり、手数料はかかりません。

償還金については、原則として信託終了日から起算して5営業日目までに支払を開始します。

また、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

##### 受益権の一部解約請求権

受益者は、受益権の一部解約を、販売会社を通して委託会社に請求することができます。

##### 受益権均等分割

受益者は、所有する受益権の口数に応じて均等に当ファンドの受益権を保有します。受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生じることはありません。

##### 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

#### 第3【ファンドの経理状況】

- 1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）（以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）（以下「投資信託財産計算規則」という。）に基づいて作成しております。  
なお、財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則の改正については下表の通りであります。

財務諸表等規則並びに投資信託財産計算規則の改正		前期 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	当期 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日
財務諸表等規則	平成20年8月7日付内閣府令第50号	同府令第2条第1項および第2項による経過措置を適用し、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。	同府令第2条第2項による経過措置を適用し、改正前の財務諸表等規則に基づいて作成しております。
投資信託財産計算規則	平成21年6月24日付内閣府令第35号	同府令第16条第2項による経過措置を適用し、改正前の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。	改正後の投資信託財産計算規則に基づいて作成しております。

- 2) 財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 3) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、財務諸表は原則として6ヶ月毎に作成しております。
- 4) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づいて、前期(平成21年5月12日から平成21年11月10日まで)、及び当期（平成21年11月11日から平成22年5月10日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人による「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令」（昭和32年大蔵省令第12号）第3条第1項に基づく監査を受けております。

## 1【財務諸表】

日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）

## (1)【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 (平成21年11月10日現在)	当期 (平成22年5月10日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	827,279,962	753,409,331
投資証券	21,877,945,488	17,254,254,276
親投資信託受益証券	425,086,384	425,381,524
未収利息	1,581	1,444
流動資産合計	23,130,313,415	18,433,046,575
資産合計	23,130,313,415	18,433,046,575
<b>負債の部</b>		
流動負債		
未払収益分配金	160,621,022	126,027,127
未払解約金	56,313,195	179,061,605
未払受託者報酬	1,487,366	1,222,901
未払委託者報酬	34,846,808	28,650,858
その他未払費用	2,440,724	2,042,216
流動負債合計	255,709,115	337,004,707
負債合計	255,709,115	337,004,707
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	<sup>1</sup> 35,693,560,578	<sup>1</sup> 28,006,028,285
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	<sup>2</sup> 12,818,956,278	<sup>2</sup> 9,909,986,417
（分配準備積立金）	200,155,715	126,815,593
元本等合計	22,874,604,300	18,096,041,868
純資産合計	22,874,604,300	18,096,041,868
負債純資産合計	23,130,313,415	18,433,046,575

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	前期 自 平成21年5月12日 至 平成21年11月10日	当期 自 平成21年11月11日 至 平成22年5月10日
<b>営業収益</b>		
受取配当金	618,742,700	449,942,700
受取利息	214,182	188,786
有価証券売買等損益	3,330,583,714	297,550,928
<b>営業収益合計</b>	<b>3,949,540,596</b>	<b>747,682,414</b>
<b>営業費用</b>		
受託者報酬	4,806,456	3,758,578
委託者報酬	112,608,316	88,058,025
その他費用	7,940,848	6,099,218
<b>営業費用合計</b>	<b>125,355,620</b>	<b>97,915,821</b>
<b>営業利益</b>	<b>3,824,184,976</b>	<b>649,766,593</b>
経常利益	3,824,184,976	649,766,593
<b>当期純利益</b>	<b>3,824,184,976</b>	<b>649,766,593</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）	423,631,332	633,896
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	21,843,521,861	12,818,956,278
剰余金増加額又は欠損金減少額	6,484,913,814	2,831,881,689
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	6,484,913,814	2,831,881,689
剰余金減少額又は欠損金増加額	314,780,472	164,187,160
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	314,780,472	164,187,160
分配金	546,121,403	409,125,157
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	12,818,956,278	9,909,986,417

## (3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	前期 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	当期 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)「親投資信託受益証券」 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。 (2)「投資証券」 移動平均法に基づき、当該投資証券の基準価額で評価しております。	(1)「親投資信託受益証券」 同左  (2)「投資証券」 同左
2. 収益及び費用の計上基準	(1)「受取配当金」 受取配当金は原則として、投資証券の収益分配落ち日において、収益分配金額を計上しております。 (2)「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	(1)「受取配当金」 同左  (2)「有価証券売買等損益」 同左
3. その他	当ファンドは、原則として毎年5月10日と11月10日を特定期間の末日としておりますが、前特定期間においては当該日が休業日であるため、当特定期間を平成21年5月12日から平成21年11月10日としております。	-

(貸借対照表に関する注記)

区分	前期 (平成21年11月10日現在)	当期 (平成22年5月10日現在)
1 特定期間末日における受益権の総数	35,693,560,578口	28,006,028,285口
2 投資信託財産計算規則第55条の6第1項第10号に規定する額		
元本の欠損	12,818,956,278円	9,909,986,417円
3 1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.6409円 (6,409円)	0.6461円 (6,461円)

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日			当期 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日		
1 分配金の計算過程 平成21年5月12日から平成21年7月10日まで			1 分配金の計算過程 平成21年11月11日から平成22年1月12日まで		
項目			項目		
費用控除後の 配当等収益額	A	185,402,537円	費用控除後の 配当等収益額	A	155,585,974円
費用控除後・ 繰越欠損金補 填後の有価証 券等損益額	B	0円	費用控除後・ 繰越欠損金補 填後の有価証 券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	17,491,736円	収益調整金額	C	15,044,688円
分配準備積立 金額	D	243,544,277円	分配準備積立 金額	D	180,420,711円
当ファンドの 分配対象収益 額	E	A+B+C+D 446,438,550円	当ファンドの 分配対象収益 額	E	A+B+C+D 351,051,373円
当ファンドの 期末残存口数	F	45,617,228,150口	当ファンドの 期末残存口数	F	32,333,714,431口
10,000口当た り収益分配対 象額	G	E/F × 10,000 97.85円	10,000口当た り収益分配対 象額	G	E/F × 10,000 108.55円
10,000口当た り分配金額	H	45円	10,000口当た り分配金額	H	45円
収益分配金金 額	I	205,277,526円	収益分配金金 額	I	145,501,714円
平成21年7月11日から平成21年9月10日まで			平成22年1月13日から平成22年3月10日まで		
項目			項目		
費用控除後の 配当等収益額	A	198,117,550円	費用控除後の 配当等収益額	A	120,204,676円
費用控除後・ 繰越欠損金補 填後の有価証 券等損益額	B	0円	費用控除後・ 繰越欠損金補 填後の有価証 券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	16,483,534円	収益調整金額	C	15,057,553円
分配準備積立 金額	D	195,243,952円	分配準備積立 金額	D	179,325,840円
当ファンドの 分配対象収益 額	E	A+B+C+D 409,845,036円	当ファンドの 分配対象収益 額	E	A+B+C+D 314,588,069円
当ファンドの 期末残存口数	F	40,049,523,410口	当ファンドの 期末残存口数	F	30,576,959,259口
10,000口当た り収益分配対 象額	G	E/F × 10,000 102.32円	10,000口当た り収益分配対 象額	G	E/F × 10,000 102.87円
10,000口当た り分配金額	H	45円	10,000口当た り分配金額	H	45円
収益分配金金 額	I	180,222,855円	収益分配金金 額	I	137,596,316円

平成21年9月11日から平成21年11月10日まで

項目		
費用控除後の 配当等収益額	A	171,748,756円
費用控除後・ 繰越欠損金補 填後の有価証 券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	15,620,156円
分配準備積立 金額	D	189,027,981円
当ファンドの 分配対象収益 額	E	A+B+C+D 376,396,893円
当ファンドの 期末残存口数	F	35,693,560,578口
10,000口当 たり収益分配 対象額	G	E/F × 10,000 105.43円
10,000口当 たり分配金額	H	45円
収益分配金金 額	I	160,621,022円

平成22年3月11日から平成22年5月10日まで

項目		
費用控除後の 配当等収益額	A	105,261,433円
費用控除後・ 繰越欠損金補 填後の有価証 券等損益額	B	0円
収益調整金額	C	14,529,566円
分配準備積立 金額	D	147,581,287円
当ファンドの 分配対象収益 額	E	A+B+C+D 267,372,286円
当ファンドの 期末残存口数	F	28,006,028,285口
10,000口当 たり収益分配 対象額	G	E/F × 10,000 95.46円
10,000口当 たり分配金額	H	45円
収益分配金金 額	I	126,027,127円

(金融商品に関する注記)

(1) 金融商品の状況に関する事項

区分	前期	当期
	自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日
1. 金融商品に 対する取組方針		当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、当ファンドは、信託約款に定める運用の基本方針に基づき運用を行っています。
2. 金融商品の 内容及びその金 融商品に係る リスク		<p>金融商品の内容</p> <p>当ファンドの当計算期間において投資した金融商品の種類は、以下の通りであります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・有価証券 <p>当ファンドが当計算期間の末日時点で保有する有価証券の詳細は、「(その他の注記) 2. 有価証券関係」の通りであります。</p> </li> <li>・コールローン等の金銭債権及び金銭債務金融商品に係るリスク <p>当ファンドは、以下のリスクを内包しております。</p> <p>A) 市場リスク <ul style="list-style-type: none"> <li>・株価変動リスク</li> <li>・金利変動リスク</li> <li>・為替変動リスク</li> </ul> </p> <p>B) 流動性リスク</p> <p>C) 信用リスク</p> </li> </ul>

3. 金融商品に係るリスク管理体制		<p>弊社では、上記2の に掲げるリスクを適切に管理するため、運用部門から独立した管理担当部門によりモニタリング等のリスク管理を行っています。</p> <p>体制としては、リスク管理業務担当部門を中心として、リスク管理を行っています。また、リスク管理業務担当部門を中心として、随時レビューが行われる他、月次の投資政策委員会においてもレビューが行われます。</p>
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明		<p>当ファンドの時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価額がない場合には、合理的に算定された価額が含まれます。</p> <p>当該価額の算定においては一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p>

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	当期 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額		<p>当ファンドにおいて投資している金融商品は原則として全て時価評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額は生じておりません。</p>
2. 時価の算定方法		<p>有価証券</p> <p>有価証券に該当する貸借対照表上の勘定科目、及びその時価の算定方法については、「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）1. 有価証券の評価基準及び評価方法」の通りであります。</p> <p>コールローン等の金銭債権及び金銭債務</p> <p>上記 以外のその他の科目については、帳簿価額を時価として評価しております。</p>

## ( 関連当事者との取引に関する注記 )

前期(自 平成21年5月12日 至 平成21年11月10日)

該当事項はありません。

当期(自 平成21年11月11日 至 平成22年5月10日)

該当事項はありません。

## ( その他の注記 )

## 1. 元本の移動

区分	前期 自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月10日	当期 自 平成21年11月11日 至 平成22年 5月10日
期首元本額	50,440,081,174円	35,693,560,578円
期中追加設定元本額	752,483,839円	477,578,947円
期中一部解約元本額	15,499,004,435円	8,165,111,240円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券の貸借対照表計上額等

前期 (平成21年11月10日現在)		
種類	貸借対照表計上額（円）	当計算期間の損益に含まれた 評価差額（円）
投資証券	21,877,945,488	668,727,420
親投資信託受益証券	425,086,384	84,326
合計	22,303,031,872	668,811,746

注) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、最終の計算期間である第12期（平成21年9月11日から平成21年11月10日）に含まれた評価差額を表示しております。

## 売買目的有価証券

当期 (平成22年5月10日現在)	
種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
投資証券	123,597,810
親投資信託受益証券	84,326
合計	123,513,484

注) 当ファンドの計算期間は、6ヶ月未満であるため、最終の計算期間である第15期（平成22年3月11日から平成22年5月10日）に含まれた評価差額を表示しております。

## 3. デリバティブ取引関係

前期(自 平成21年5月12日 至 平成21年11月10日)

該当事項はありません。

当期(自 平成21年11月11日 至 平成22年5月10日)

該当事項はありません。

## (4)【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成22年5月10日現在)

種類	銘柄	口数(口)	評価額(円)	備考
投資証券	PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド	2,746,618	17,254,254,276	

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
親投資信託受益証券	スパークス・マネー・マザーファンド	421,629,026	425,381,524	

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(その他の注記)3. デリバティブ取引関係」に記載することとしています。

## 参考情報

当ファンドは、「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」投資証券、「スパークス・マネー・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」及び「親投資信託受益証券」は、同投資証券、同親投資信託の受益証券です。

同投資証券、及び同親投資信託の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

## 「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」の状況

同投資証券は、ケイマン法に基づき平成19年10月25日に設立された証券投資法人で、委託会社の関連会社であるPMA キャピタル・マネジメント社が運営管理しております。

以下の財務諸表等は、同証券投資法人が、平成21年1月1日から平成21年12月31日までを計算期間として作成した財務諸表を、委託会社が、PMA キャピタル・マネジメント社から入手して、委託会社において抜粋・翻訳したものです。なお、当該財務諸表は、国際会計基準に準拠して作成され、独立監査人により監査を受けておりますが、当ファンド〔日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）〕の監査対象外となります。

## (1)貸借対照表

(単位：円)

	平成20年12月31日現在	平成21年12月31日現在
<b>資産</b>		
現金および現金等価物	2,970,656,606	965,727,890
金融資産時価評価額	24,818,509,273	19,031,302,055
保管会社に対する債権	29,208,725	1,026,558,348
未収配当金	223,500,329	156,499,391
未収利息	37,644,567	21,942,213
その他未収収益	357,677	449,297
<b>資産合計</b>	<b>28,079,877,177</b>	<b>21,202,479,194</b>
<b>株主資本</b>		
資本金	10,000	10,000
<b>負債（受益者帰属分を除く）</b>		
保管会社に対する債務	84,242,705	208,118,647
未払配当金	152,881,632	161,414,500
未払金および未払費用	41,375,591	31,617,256
未払解約金	301,000,000	302,736,000
金融負債時価評価額		3,601,736
<b>負債合計</b>	<b>579,499,928</b>	<b>707,488,139</b>
<b>受益者持分純資産</b>	<b>27,500,367,249</b>	<b>20,494,981,055</b>
<b>負債・資本合計</b>	<b>28,079,877,177</b>	<b>21,202,479,194</b>

## (2)損益計算書

(単位：円)

	自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日	自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日
<b>収益</b>		
受取配当金	2,832,105,754	1,316,055,545
受取利息	308,642,308	249,172,694
受取解約報酬	15,064,360	
	<b>3,155,812,422</b>	<b>1,565,228,239</b>

## 費用

受託会社報酬	132,619,323	65,459,478
監査報酬	5,099,376	2,617,821
ブローカー手数料	244,438,254	147,931,530
利息費用	8,472,606	117,003
管理運用会社報酬	556,777,078	246,691,888
その他運営費用	152,969,341	94,003,715
源泉税	278,377,226	175,615,580
費用計	1,378,753,204	732,437,015

## 金融費用

収益分配金	3,186,665,142	1,382,175,320
-------	---------------	---------------

## 投資損失

1,409,605,924	549,384,096
---------------	-------------

## 金融資産・為替損益

金融資産または金融負債純未実現損益増減	24,530,203,654	21,022,133,113
金融資産または金融負債純実現投資損益	13,592,756,516	10,668,026,343
純為替差損益	903,300,240	20,452,188
	39,026,260,410	10,374,558,958

## 受益者持分純資産の包括変動

40,435,866,334	9,825,174,862
----------------	---------------

## (3) 受益者持分純資産変動計算書

(単位：円)

	自 平成20年 1月 1日 至 平成20年12月31日	自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日
期初受益者帰属持分	68,788,353,212	27,500,367,249
期中発行	8,218,865,371	13,286,944
期中解約	9,070,985,000	16,843,848,000
受益者持分純資産の包括変動	40,435,866,334	9,825,174,862
期末受益者帰属持分	27,500,367,249	20,494,981,055

## (4) 金融資産投資対象国別内訳（平成21年12月31日現在）

(単位：円)

資産種類	投資対象国	時価評価額
株式	オーストラリア	3,869,483,125
	中国	2,709,965,328
	香港	1,422,702,703
	韓国	3,244,074,658
	フィリピン	168,978,369
	シンガポール	919,301,243
	台湾	1,948,546,187
	計	14,283,051,613
債券	中国	1,141,631,401
	インドネシア	476,236,641
	計	1,617,868,042
パーティシパクション・ノート	韓国	776,038,310
	アラブ首長国連邦	408,766,433
	計	1,184,804,743

ワラント	モロッコ	295,415,960
	サウジアラビア	586,135,915
	トルコ	347,059,156
	台湾	213,318,974
	クウェート	340,488,153
	計	1,782,418,158
株価連動債券	台湾	161,795,914
	計	161,795,914
投資証券	インドネシア	1,284,306
	計	1,284,306
合計		19,031,222,776

## 「スパークス・マネー・マザーファンド」の状況

## (1)貸借対照表

区分	注記 番号	(平成21年11月10日現在)	(平成22年5月10日現在)
		金額(円)	金額(円)
資産の部			
流動資産			
コール・ローン		73,788,042	74,805,877
国債証券		351,241,074	350,531,118
未収利息		195,735	237,650
前払費用		41,917	-
流動資産合計		425,266,768	425,574,645
資産合計		425,266,768	425,574,645
純資産の部			
元本等			
元本	1	421,827,972	421,827,972
剰余金			
剰余金又は欠損金( )		3,438,796	3,746,673
元本等合計		425,266,768	425,574,645
純資産合計		425,266,768	425,574,645
負債純資産合計		425,266,768	425,574,645

## (2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自平成21年5月12日 至平成21年11月10日	自平成21年11月11日 至平成22年5月10日
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	「国債証券」 個別法に基づき、原則として時価で 評価しております。時価評価にあつて は、金融商品取引業者、銀行等の提 示する価額（ただし、売気配は使用い たしません）、価格情報会社の提供す る価額または日本証券業協会の売買 統計値（平均値）の何れかに基づい て評価しております。	「国債証券」 同左
2. 収益及び費用の計上 基準	「有価証券売買等損益」 約定日基準で計上しております。	「有価証券売買等損益」 同左

## (その他の注記)

区 分	(平成21年11月10日現在)
1. 期首	平成21年5月12日
期首元本額	421,827,972円
期首より平成21年11月10日までの追加設定元本額	-
期首より平成21年11月10日までの一部解約元本額	-
平成21年11月10日現在の元本の内訳	
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(隔月分配型)	421,629,026円
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)	198,946円
(合計)	421,827,972円
2. 計算期間末日における受益権の総数	421,827,972口
3. 1口当たり純資産額	1.0082円
(1万口当たり純資産額)	(10,082円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

区 分	(平成22年5月10日現在)
1. 期首	平成21年11月11日
期首元本額	421,827,972円
期首より平成22年5月10日までの追加設定元本額	-
期首より平成22年5月10日までの一部解約元本額	-
平成22年5月10日現在の元本の内訳	
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(隔月分配型)	421,629,026円
日興・スパークス・アジア中東株式ファンド(資産成長型)	198,946円
(合計)	421,827,972円
2. 計算期間末日における受益権の総数	421,827,972口
3. 1口当たり純資産額	1.0089円
(1万口当たり純資産額)	(10,089円)

当該親投資信託受益証券を投資対象とする投資信託ごとの元本額

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

(平成22年5月10日現在)

種類	銘柄	券面総額(円)	評価額(円)	備考
国債証券	第223回利付国債(10年)	100,000,000	100,564,000	
	第85回国庫短期証券	50,000,000	49,999,605	
	第90回国庫短期証券	50,000,000	49,996,460	
	第95回国庫短期証券	50,000,000	49,993,124	
	第100回国庫短期証券	50,000,000	49,989,664	
	第101回国庫短期証券	50,000,000	49,988,265	
	合計	350,000,000	350,531,118	

## 第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

[次へ](#)

## (参考情報/「PMA・アジア・ミドルイースト・エクイティ・インカム・ファンド」)

組入資産の明細(2010年5月7日現在)

## (1) 外国株式等

銘柄	株数	評価額		業種等	備考
		外貨建金額	基準通貨建金額		
(オーストラリア市場)	百株	千豪ドル	千円		
Astro Japan Property Trust	40,000	1,440	117,964	不動産投資信託	
ASX Ltd	962	3,039	248,990	投資銀行・ブローカー	
ConnectEast Group	222,479	9,010	738,128	その他輸送	
Foster's Group Ltd	5,767	3,062	250,844	アルコール飲料	
Intoll Group (Stapled Security) (2 Trust and 1 Share)	33,499	3,601	295,004	その他輸送	
Macquarie Atlas Roads Group	6,700	573	46,926	その他輸送	
QBE Insurance Group Ltd	1,000	2,061	168,017	損害保険	
SP Ausnet - Stapled Sec (ASX)	8,768	763	62,487	電力	
Tabcorp Holdings Ltd	11,510	7,447	610,073	カジノ・ギャンブル	
Telstra Corp Ltd	10,465	3,139	257,186	主要通信	
Westfield Group (Stapled)	7,440	9,255	758,153	不動産投資信託	
小計	株数、金額	348,589	43,381	3,553,771	
	銘柄数<比率>	11銘柄		<20.5%>	
(香港市場)	百株	千香港ドル	千円		
Cosco Pacific Ltd	30,880	29,089	344,166	その他輸送	
Esprit Holdings Ltd	314	1,559	18,446	衣料・廃物小売り	
Anhui Expressway Co Ltd	11,420	5,333	63,099	その他輸送	
Bank of China Ltd H Shrs	68,080	26,619	314,946	主要銀行	
China Petroleum & Chemical H Shrs	25,960	15,213	179,987	総合石油	
Jiangsu Expressway H Shrs	9,800	7,017	83,019	その他輸送	
Zhejiang Expressway Co Ltd H Shrs	120,280	83,715	990,472	その他輸送	
Cheung Kong Holdings Ltd	6,270	57,621	681,746	不動産開発	
Hysan Development Co	10,500	22,575	267,096	不動産開発	
Guangdong Investments Ltd	5,700	2,200	26,032	コンプロマリット	
Link Real Estate Investment Trust	24,865	47,244	558,961	不動産投資信託	
小計	株数、金額	314,069	298,185	3,527,970	
	銘柄数<比率>	11銘柄		<20.4%>	
(韓国市場)	百株	千韓国ウォン	千円		
Korean Reinsurance Co	2,856	2,619,227	208,698	総合保険	
Korea Exchange Bank	1,818	2,390,407	190,466	主要銀行	
KT Corp	1,025	4,825,395	384,484	主要通信	
LG Telecom Co Ltd	9,437	7,625,031	607,557	通信機器	
KT&G Corp	461	2,534,114	201,916	タバコ	
Kangwon Land Inc	2,154	3,596,346	286,554	カジノ・ギャンブル	
Woongjin Thinkbig Co Ltd	260	582,378	46,403	本・雑誌出版	
小計	株数、金額	18,000	24,172,897	1,926,078	
	銘柄数<比率>	7銘柄		<11.1%>	
(フィリピン市場)	百株	千フィリピンペソ	千円		
Philippine Long Distance Telephone	323	79,521	160,832	主要通信	
小計	株数、金額	323	79,521	160,832	
	銘柄数<比率>	1銘柄		<0.9%>	
(シンガポール市場)	百株	千シンガポールドル	千円		
CapitaMall Trust REIT	48,495	9,214	607,006	不動産投資信託	
Suntec REIT	15,090	1,947	128,239	不動産投資信託	
小計	株数、金額	63,585	11,161	735,246	
	銘柄数<比率>	2銘柄		<4.3%>	
(台湾市場)	百株	千台湾ドル	千円		
China Steel Corp	31,318	98,808	286,963	スチール	
Lite-On Technology Corp	21,470	83,089	241,312	コンピューター周辺機器	
Taiwan Semiconductor Manufacturing Co Ltd	41,680	247,579	719,034	半導体	
Chunghwa Telecom Co Ltd	15,591	94,790	275,295	主要通信	
Fubon Financial Holding Co	28,510	103,349	300,152	金融コンプロマリット	
Far Eastone Telecommunication Co Ltd	6,700	25,393	73,748	無線通信	
Giant Manufacturing Co Ltd	4,270	39,241	113,967	医薬用品	
小計	株数、金額	149,538	692,249	2,010,470	
	銘柄数<比率>	7銘柄		<11.6%>	
(米市場)	百株	千米ドル	千円		
PMA Asia Middle East Equity Income Fund (Mauritius) Ltd	1,180	3,131	288,277	投資信託証券	
小計	株数、金額	1,180	3,131	288,277	
	銘柄数<比率>	1銘柄		<1.7%>	
合計	株数、金額	895,284		12,202,646	
	銘柄数<比率>	40銘柄		<70.6%>	

(注1) 基準通貨建金額は、当該ファンドの基準通貨(日本円)建の金額で、当該ファンドの計理基準に基づき換算されています。

(注2) &lt;&gt;は、当該ファンドの純資産総額に対する評価額の比率。

(注3) 上記の銘柄保有状況および評価額の情報は、当該ファンドの受託会社によって提供された情報に基づきますが、外部監査人による監査を受けておりません。

## (2) 株価連動証券

銘柄	種類	額面/証券類	評価額		原証券情報 市場	FG業種
			外貨建金額	基準通貨建金額		
Merrill Lynch (National Bank of Kuwait) CWts 12/06/2010	Equity Warrants	千	千米ドル	千円	クウェート	地方銀行
LBS (Far Eastone Telecommunication Co Ltd) ELN 09/03/2010	Equity Linked Note	735	879	80,887	台湾	無線通信
LBS (Ras Al Khaima (Rak) Properties PJSC) Wts 12/23/2010	Equity Warrants	3,689	492	45,312	アラブエミレーツ	不動産開発
LBS (First Gulf Bank) Wts 12/23/2010	Equity Warrants	204	1,018	93,753	アラブエミレーツ	地方銀行
Deutsche Bank (Etihad Etisalat Co) Lepo Cwts 12/03/2012	Equity Warrants	188	2,251	207,243	サウジアラビア	無線通信
Deutsche Bank (First Gulf Bank) Cwts 02/11/2019	Equity Warrants	467	2,324	213,983	アラブエミレーツ	地方銀行
DB (Maroc Telecom (O A6)) Cwts 12/18/2012	Equity Warrants	185	3,443	316,964	モロッコ	主要通信
DB (Emirates NED PJSC) Cwts 12/18/2012	Equity Warrants	845	591	63,615	ドバイ	地方銀行
Deutsche Bank (Air Arabia) Wts 07/31/2017	Equity Warrants	5,022	1,285	118,322	ドバイ	旅客航空輸送業
Deutsche Bank (Qatar Electricity & Water Co) Cwts 04/14/2017	Equity Warrants	75	2,247	206,911	カタール	電力
Deutsche Bank (Ras Al Khaima (Rak) Properties PJSC) Cwts 05/15/2017	Equity Warrants	8,871	1,183	108,958	アラブエミレーツ	不動産開発
Deutsche (Kangwon Land Inc) P Note 12/04/2017	Participation Notes	594	8,582	790,096	韓国	カジノ・ギャンブル
合計 株数、金額		21,375	26,578	2,445,885		
銘柄数<比率>		12銘柄		<14.1%>		

(注1) 基準通貨建金額は、当該ファンドの基準通貨（日本円）建の金額で、当該ファンドの計理基準に基づき換算されています。

(注2) <>は、当該ファンドの純資産総額に対する評価額の比率。

(注3) 原証券情報は、各株価連動証券が値動きを参照している株式銘柄の情報を掲載しています。

(注4) 上記の銘柄保有状況および評価額の情報は、当該ファンドの受託会社によって提供された情報に基づきますが、外部監査人による監査を受けておりません。

### (3) 外国（外貨建て）公社債

銘柄	種類	利率	通貨	額面	評価額		償還年月日
					外貨建金額	基準通貨建金額	
Chinese Future Corp (REG S) 12% 12/01/2015	ユーロドル債	12.00	米ドル	千	千	千円	2015/12/1
Fajar Paper Finance BV 10.75% 10/31/2011	ユーロドル債	10.75	米ドル	4,000	4,120	379,308	2011/10/31
合計 株数、金額				16,000	16,706	1,537,946	
銘柄数<比率>				2銘柄		<8.9%>	

(注1) 基準通貨建金額は、当該ファンドの基準通貨（日本円）建の金額で、当該ファンドの計理基準に基づき換算されています。

(注2) <>は、当該ファンドの純資産総額に対する評価額の比率。

(注3) 上記の銘柄保有状況および評価額の情報は、当該ファンドの受託会社によって提供された情報に基づきますが、外部監査人による監査を受けておりません。

## 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】

(2010年6月30日現在)	
I 資産総額	16,550,456,762 円
II 負債総額	117,904,842 円
III 純資産総額(I - II)	16,432,551,920 円
IV 発行済口数	26,705,905,983 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	0.6153 円

(参考)スパークス・マネー・マザーファンド

### 純資産額計算書

(2010年6月30日現在)	
I 資産総額	215,612,490 円
II 負債総額	190,000 円
III 純資産総額(I - II)	215,422,490 円
IV 発行済口数	213,497,108 口
V 1口当たり純資産額(III/IV)	1.0090 円

## 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

### (1) 名義書換について

該当事項はありません。

### (2) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

### (3) 譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。

### (4) 受益証券の再発行

委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

### (5) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託者は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (6) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (7) 受益権の再分割

委託者は、受託者と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

### (8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

(1)資本金の額（平成22年6月末日現在）

資本金 25億円  
発行可能株式総数 50,000株  
発行済株式総数 50,000株  
最近5年間に於ける資本金の額の増減  
平成18年10月 資本金5,000万円から25億円へ増資

(2)委託会社の機構（平成22年6月末日現在）

#### 経営体制

当社の意思決定機関としてある取締役会は10名以内の取締役で構成されます。取締役の選任は株主総会において、発行済株式総数の3分の1以上にあたる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行い、累積投票によらないものとします。

取締役の任期は、選任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了すべき時までとします。

取締役会は、その決議をもって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じて取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選任することができます。

取締役会の決議をもって代表取締役を選定します。

代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い、業務を執行します。

取締役会は、法令または定款に定めのある事項の他、当社の経営上重要な事項を決定します。

#### 運用体制

1) 当ファンドでは、平成22年6月末日現在、下記の意思決定プロセスに基づき、運用を行っております。

2) 意思決定プロセス

イ. 運用指図の意思決定は「投資信託に係る運用管理規程」に従い、「第一投資政策委員会」において、投資環境の分析、市場動向見通し策定、期待リターンとリスクの予測などを実施、「運用計画書」において、運用戦略を審議の上、行われます。

ロ. ファンドマネージャーは「第一投資政策委員会」において承認された運用戦略に基づき、「投資信託に係る運用管理規程」に従い、実際の投資活動を行います。第一投資政策委員会は、社長、運用調査本部、リスク管理部門、リーガル・コンプライアンス部門の責任者等をもって構成し、原則として月2回開催する他、必要に応じ臨時開催します。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

金融商品取引法に定める金融商品取引業者として営業を行っております。

（関東財務局長（金商）第346号）

##### (1) 投資顧問業務

平成18年8月投資一任契約に係る業務の認可取得。平成元年に創業したスパークス投資顧問株式会社（平成12年3月社名変更後の商号：スパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社））の業務を平成18年10月1日に承継しました。

## （２）投資信託委託業務

平成18年8月投資信託委託業の認可取得。平成12年3月に証券投資信託委託業の認可を取得したスパークス・アセット・マネジメント投信株式会社（現スパークス・グループ株式会社）の事業を平成18年10月1日に承継しました。

委託者の運用する証券投資信託は平成22年6月末日現在次の通りです。

（ただし、親投資信託を除きます。）

種類	本数	純資産総額（億円）
追加型株式投資信託	23	818
追加型証券投資信託	2	164
合計	25	982

## （３）第一種金融商品取引業

平成22年7月1日をもってスパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を開始しました。

### 3【委託会社等の経理状況】

#### 1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、前事業年度は改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、当事業年度は改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

#### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び当事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

## (1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,973	2,383
未収委託者報酬	340	241
未収投資顧問料	488	291
前払費用	49	32
未収入金	2	4
未収還付法人税等	72	—
その他	28	0
流動資産計	2,955	2,953
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 20	※1 6
工具、器具及び備品	※1 34	※1 15
有形固定資産合計	55	21
無形固定資産		
ソフトウェア	95	52
無形固定資産合計	95	52
投資その他の資産		
投資有価証券	1,645	1,608
差入保証金	18	9
投資その他の資産合計	1,664	1,618
固定資産計	1,815	1,692
資産合計	4,770	4,645

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	48	9
未払手数料	177	63
その他未払金	※2 209	※2 213
経営構造改革関連損失引当金	99	—
未払法人税等	—	7
未払消費税等	—	10
その他	—	0
流動負債計	535	305
固定負債		
繰延税金負債	50	52
固定負債計	50	52
負債合計	586	357
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,500	2,500
資本剰余金		
資本準備金	1,453	1,453
資本剰余金合計	1,453	1,453
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	347	490
利益剰余金合計	347	490
株主資本合計	4,301	4,443
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△ 116	△ 155
評価・換算差額等合計	△ 116	△ 155
純資産合計	4,184	4,287
負債・純資産合計	4,770	4,645

## (2) 【損益計算書】

	(単位:百万円)	
	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	2,269	1,663
投資顧問料収入	2,399	1,252
その他営業収益	4	4
営業収益計	4,673	2,920
営業費用		
支払手数料	1,514	715
広告宣伝費	5	5
調査費	304	227
委託計算費	101	80
営業雑経費		
通信費	6	6
印刷費	7	0
協会費	6	5
諸会費	0	1
その他営業雑経費	2	2
営業費用計	1,951	1,045
一般管理費		
給料		
役員報酬	88	42
給料・手当	998	664
賞与	5	0
交際費	6	2
旅費交通費	88	34
事務委託費	※1 1,246	※1 564
租税公課	20	18
不動産賃借料	281	258
固定資産減価償却費	85	59
諸経費	139	98
一般管理費計	2,958	1,744
営業利益又は営業損失(△)	△ 236	130
営業外収益		
受取利息	6	7
為替差益	76	0
雑収入	10	5
営業外収益計	93	13
営業外費用		
雑損失	6	1
営業外費用計	6	1
経常利益又は経常損失(△)	△ 148	142
特別利益		
投資有価証券売却益	12	-
賞与引当金戻入額	55	-
前期損益修正益	※2 33	※2 6
その他	-	0
特別利益計	101	6
特別損失		
固定資産売却損	-	※3 1
固定資産除却損	※3 8	※3 2
前期損益修正損	※4 16	-
経営構造改革関連損失	203	0
特別損失計	228	4
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	△ 275	144
法人税、住民税及び事業税	8	2
法人税等調整額	14	-
法人税等合計	22	2
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 298	142

## (3) 【株主資本等変動計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)
株主資本				
資本金				
前期末残高	2,500		2,500	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	2,500		2,500	
資本剰余金				
資本準備金				
前期末残高	1,453		1,453	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	1,453		1,453	
資本剰余金合計				
前期末残高	1,453		1,453	
当期変動額				
当期変動額合計	-		-	
当期末残高	1,453		1,453	
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金				
前期末残高	1,046		347	
当期変動額				
剰余金の配当	△ 400		-	
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 298		142	
当期変動額合計	△ 698		142	
当期末残高	347		490	
利益剰余金合計				
前期末残高	1,046		347	
当期変動額				
剰余金の配当	△ 400		-	
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 298		142	
当期変動額合計	△ 698		142	
当期末残高	347		490	
株主資本合計				
前期末残高	4,999		4,301	
当期変動額				
剰余金の配当	△ 400		-	
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 298		142	
当期変動額合計	△ 698		142	
当期末残高	4,301		4,443	

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	6	△ 116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 123	△ 38
当期変動額合計	△ 123	△ 38
当期末残高	△ 116	△ 155
評価・換算差額等合計		
前期末残高	6	△ 116
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 123	△ 38
当期変動額合計	△ 123	△ 38
当期末残高	△ 116	△ 155
純資産合計		
前期末残高	5,006	4,184
当期変動額		
剰余金の配当	△ 400	-
当期純利益又は当期純損失(△)	△ 298	142
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△ 123	△ 38
当期変動額合計	△ 822	103
当期末残高	4,184	4,287

## 重要な会計方針

項目	前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定しております。)</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  定率法によっております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 6年～18年 工具、器具及び備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） ソフトウェア（自社利用）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 長期前払費用 定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産（リース資産を除く）  定率法によっております。 ただし、平成10年 4月 1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。 なお、主な耐用年数は、以下の通りであります。 建物 8年～18年 工具、器具及び備品 3年～20年</p> <p>(2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 _____</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。</p> <p>(2) 経営構造改革関連損失引当金 経営構造改革の実行に伴い発生する損失に備えるため、予定している構造改革の内容を勘案の上、その損失見積額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同左</p> <p>(2) 経営構造改革関連損失引当金 _____</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜処理によっております。</p>	<p>消費税等の会計処理 同左</p>

## 会計処理方法の変更

前事業年度 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日)	当事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)            所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引処理に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。            これによる当事業年度の営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響は軽微であります。</p>	

## 注記事項

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年 3月31日現在)	当事業年度 (平成22年 3月31日現在)
1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 5百万円 工具、器具及び備品 129百万円 2 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 24百万円	1 有形固定資産の減価償却累計額 建物 1百万円 工具、器具及び備品 88百万円 2 関係会社に対する資産及び負債 その他未払金 121百万円

## （損益計算書関係）

前事業年度 （自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）	当事業年度 （自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日）
1 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 611百万円	1 関係会社に対する取引の主なもの 事務委託費 433百万円
2 前期損益修正益の主な内容は、前事業年度に帰属する投資顧問料収入についての修正であります。	2 前期損益修正益の主な内容は、前事業年度末において見積計上されていた経営構造改革関連損失引当金の戻入であります。
3 固定資産除却損の内訳 ソフトウェア 4百万円 建物 3百万円	3 固定資産売却損及び固定資産除却損の内訳 固定資産売却損 工具、器具及び備品 1百万円 固定資産除却損 工具、器具及び備品 2百万円
4 前期損益修正損の主な内容は、前事業年度に帰属する支払手数料についての修正であります。	

## （株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日）

## 1．発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数 （株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末株式数 （株）
普通株式	50,000	-	-	50,000
合計	50,000	-	-	50,000

## 2．配当に関する事項

## （1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
平成20年 6月18日 定時株主総会	普通株式	400	8,000	平成20年 3月31日	平成20年 6月19日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの  
該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 発行済株式の種類及び総数

	前事業年度末株式数 （株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末株式数 （株）
普通株式	50,000	-	-	50,000
合計	50,000	-	-	50,000

## 2. 配当に関する事項

### （1）配当金支払額

該当事項はありません。

### （2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

該当事項はありません。

### （リース取引関係）

該当事項はありません。

### （金融商品関係）

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### （1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融商品や預金等の他、ファンド組成等のためのシードマネーに限定し、資金調達については親会社による株式引受によっております。

デリバティブ取引は、後述するリスクを回避する目的以外には利用せず、投機的な取引は行わない方針であります。

##### （2）金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬は、顧客の信用リスクに晒されております。また外貨建ての営業債権・営業債務は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、シードマネーとしてのファンド等時価のある有価証券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

##### （3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である未収投資顧問料及び未収委託者報酬に係る信用リスクは、当社グループが管理あるいは運用するファンド、一任運用財産自体がリスクの高い取引を限定的にしか行っていないポートフォリオ運用であることから、極めて限定的であると判断しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、外貨建ての営業債権債務について、「市場リスク管理規程」に基づき、外貨建て営業債権債務のネットポジションを毎月把握しており、さらに必要と判断した場合には、先物為替予約等を利用してヘッジする予定にしております。

投資有価証券については、シードマネーとしての投資信託等時価のある有価証券であり、「自己資金運用規程」に基づき、毎月時価を把握し、取締役会に報告しております。

##### （4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日（当期の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 （百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金・預金	2,383	2,383	-
(2) 未収委託者報酬	241	241	-
(3) 未収投資顧問料	291	291	-
(4) 投資有価証券	1,608	1,608	-
資産計	4,524	4,524	-
(1) 未払手数料	63	63	-
(2) その他未払金	213	213	-
負債計	276	276	-

## (注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

## (1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬及び(3) 未収投資顧問料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## (4) 投資有価証券

シードマネーとしての投資信託等は公表される基準価額または合理的に算定された価格によっております。

負債

## (1) 未払手数料及び(2) その他未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

## 2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 （百万円）	1年超 5年以内 （百万円）	5年超 10年以内 （百万円）	10年超 （百万円）
現金・預金	2,383	-	-	-
未収委託者報酬	241	-	-	-
未収投資顧問料	291	-	-	-
合計	2,916	-	-	-

## (追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

前事業年度（平成21年3月31日現在）

## 1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	283	408	124
	小計	283	408	124
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,427	1,236	190
	小計	1,427	1,236	190
合計		1,711	1,645	65

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

該当事項はありません。

## 3. 時価評価されていない主な有価証券の内容

該当事項はありません。

当事業年度（平成22年3月31日現在）

## 1. その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	412	283	128
	小計	412	283	128
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,195	1,427	232
	小計	1,195	1,427	232
合計		1,608	1,711	103

## 2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1．取引の状況に関する事項

前事業年度 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
<p>(1)取引の内容 利用しているデリバティブ取引は、外貨建営業収益の取引に係わる為替予約取引であります。</p> <p>(2)取引に対する取組方針 デリバティブ取引は、将来の為替の変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行わない方針であります。</p> <p>(3)取引の利用目的 デリバティブ取引は、外貨建営業収益の取引に係わる営業債権の為替変動リスクを回避し、安定的な利益確保を図る目的で利用しております。</p> <p>(4)取引に係るリスクの内容 為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。</p> <p>(5)取引に係るリスクの管理体制 デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限又は取引限度額等を定めた社内ルールに従い、経営管理部が行っております。</p>

2．取引の時価等に関する事項

（通貨関連）

区分	種類	前事業年度(平成21年3月31日現在)			
		契約額等 (百万円)	契約額等の うち1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル	-	-	-	-
合計		-	-	-	-

（注）時価の算定方法

期末残高がないため、該当事項はありません。

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

取引を行っていないため、該当事項はありません。

（退職給付関係）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

該当事項はありません。

## （税効果会計関係）

前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)																																														
<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(百万円)</td> </tr> <tr> <td>  経営構造改革関連損失引当金否認</td> <td style="text-align: right;">40</td> </tr> <tr> <td>  繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">29</td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">77</td> </tr> <tr> <td>  その他の税務調整項目</td> <td style="text-align: right;">27</td> </tr> <tr> <td>    繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">175</td> </tr> <tr> <td>  評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">175</td> </tr> <tr> <td>    繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td>    繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">50</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">50</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目の内訳</p> <p>税引前当期純損失が計上されているため、記載していません。</p>	繰延税金資産	(百万円)	経営構造改革関連損失引当金否認	40	繰越欠損金	29	その他有価証券評価差額金	77	その他の税務調整項目	27	繰延税金資産小計	175	評価性引当額	175	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	50	繰延税金負債合計	50	繰延税金負債の純額	50	<p>1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">繰延税金資産</td> <td style="text-align: right;">(百万円)</td> </tr> <tr> <td>  繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">27</td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">94</td> </tr> <tr> <td>  その他の税務調整項目</td> <td style="text-align: right;">10</td> </tr> <tr> <td>    繰延税金資産小計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">132</td> </tr> <tr> <td>  評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">132</td> </tr> <tr> <td>    繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">-</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>  その他有価証券評価差額金</td> <td style="text-align: right;">52</td> </tr> <tr> <td>    繰延税金負債合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">52</td> </tr> <tr> <td>繰延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black;">52</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。</p>	繰延税金資産	(百万円)	繰越欠損金	27	その他有価証券評価差額金	94	その他の税務調整項目	10	繰延税金資産小計	132	評価性引当額	132	繰延税金資産合計	-	繰延税金負債		その他有価証券評価差額金	52	繰延税金負債合計	52	繰延税金負債の純額	52
繰延税金資産	(百万円)																																														
経営構造改革関連損失引当金否認	40																																														
繰越欠損金	29																																														
その他有価証券評価差額金	77																																														
その他の税務調整項目	27																																														
繰延税金資産小計	175																																														
評価性引当額	175																																														
繰延税金資産合計	-																																														
繰延税金負債																																															
その他有価証券評価差額金	50																																														
繰延税金負債合計	50																																														
繰延税金負債の純額	50																																														
繰延税金資産	(百万円)																																														
繰越欠損金	27																																														
その他有価証券評価差額金	94																																														
その他の税務調整項目	10																																														
繰延税金資産小計	132																																														
評価性引当額	132																																														
繰延税金資産合計	-																																														
繰延税金負債																																															
その他有価証券評価差額金	52																																														
繰延税金負債合計	52																																														
繰延税金負債の純額	52																																														

## （持分法損益等）

該当事項はありません。

## （企業結合等関係）

該当事項はありません。

## （賃貸等不動産関係）

該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

前事業年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

## (追加情報)

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

## 1. 関連当事者との取引

## (1) 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金 [百円]	事業の内容 または 職業	議決権の 所有〔被所有〕 割合〔%〕	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 [百円]	科目	期末残高 [百円]
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,404	純粋持株会社	〔被所有〕 直轄100%	グループ管理会社	業務委託	811	未払金	24
							支払担当	409	-	-

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容 または 職業	議決権の 所有〔被所有〕 割合〔%〕	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 [百円]	科目	期末残高 [百円]
親会社の 子会社	スパークス証券株式会社	東京都品川区	106百円	証券業	なし	国内顧客向けファンド等の勧誘及び販売業務	販売会社への手数料	343	未払手数料	97
	SPARK Investment & Research, USA, Inc.	米国ニューヨーク州	10千米ドル	資産運用業	なし	米国内での投資顧問業務	運用報酬の受取	89	未収投資顧問料	0
	SPARK Overseas Ltd.	英国領バミューダ諸島	12千米ドル	資産運用業	なし	海外向けファンドの運用・管理業務	業務委託手数料	529	-	-
							販売会社への手数料	27	未払手数料	0
						運用報酬の受取	591	未収投資顧問料	117	

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表のうち、日本国内の会社については期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。又、日本国外の会社については期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

## 2. 親会社または主要な関連会社に関する注記

## 親会社情報

スパークス・グループ株式会社（ジャスダック証券取引所）

当事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

## 1. 関連当事者との取引

## (1). 財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容 または 職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合〔%〕	関連当事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
親会社	スパークス・グループ株式会社	東京都品川区	12,404	純粋持株会社	(被所有) 100%	グループ管理会社	業務委託	433	未払金	121

取引条件ないし取引条件の決定方針等

（注1）市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

（注2）上記の表における期末残高には消費税等を含めており、取引金額には消費税等を含めておりません。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容 または職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事 者との 関係	取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社を持つ会社	Sparx Overseas Ltd.	バヌアツタ諸島	1,562千米ドル	資産運用業	なし	海外籍ファンドの運用・管理業	運用報酬等の受取	375	未収投資顧問料等	87

取引条件ないし取引条件の決定方針等

(注1) 市場価格を勘案し一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 上記の表における期末残高及び取引金額に消費税等を含めておりません。

## 2. 親会社に関する注記

## 親会社情報

スパークス・グループ株式会社（ジャスダック証券取引所に上場）

## (1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 83,693円8銭 1株当たり当期純損失( ) 5,971円55銭 なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり純資産額 85,758円46銭 1株当たり当期純利益 2,844円92銭 なお潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (平成21年3月31日)	当事業年度 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額(百万円)	4,184	4,287
純資産の部の合計額から控除する金額(百万円)	-	-
普通株式に係る期末の純資産額(百万円)	4,184	4,287
1株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数(株)	50,000	50,000

(注) 2. 1株当たり当期純利益又は当期純損失( )の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	当事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	298	142
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る当期純利益又は当期純損失( )(百万円)	298	142
期中平均株式数(株)	50,000	50,000

## (重要な後発事象)

## (共通支配下の取引)

当社は、平成22年4月28日開催の取締役会において、当社親会社スパークス・グループ株式会社の100%子会社であるスパークス証券株式会社と、平成22年7月1日（予定）を合併期日として合併することを決議致しました。

## 1. 結合当事企業の名称及びその事業内容等

(平成22年3月31日現在)

	存続会社	消滅会社
(1) 商号	スパークス・アセット・マネジメント株式会社(当社)	スパークス証券株式会社
(2) 事業内容	投資運用業及び投資助言・代理業並びに第二種金融商品取引業	第一種金融商品取引業、投資助言・代理業及び情報提供コンサルティング業等
(3) 設立年月日	平成18年4月3日	平成10年5月7日
(4) 本店所在地	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー	東京都品川区大崎1-11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー
(5) 代表者	代表取締役社長 谷口 正樹	代表取締役社長 深見 正敏
(6) 資本金	2,500百万円	165百万円
(7) 発行済株式総数	50,000 株	3,300 株
(8) 営業収益	2,920百万円	376百万円
(9) 当期純利益	142百万円	20百万円
(10) 純資産	4,287百万円	1,277百万円
(11) 総資産	4,645百万円	2,092百万円
(12) 従業員数	95人	9人
(13) 事業年度の末日	3月31日	3月31日
(14) 大株主および持株比率	スパークス・グループ株式会社(100%)	スパークス・グループ株式会社(100%)

## 2. 企業結合の法的形式

当社を存続会社、スパークス証券株式会社を消滅会社とする吸収合併

## 3. 結合後企業の名称

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

## 4. 取引の目的を含む取引の概要

## 合併の目的

投資運用業を主要事業としている当社と、当社及びグループ各社の運用する運用商品の販売等を主要事業としているスパークス証券株式会社の経営資源を集約することによって経営の効率化を図るとともに、商品の企画、その運用から販売、顧客サービスまでの一貫した体制を強化することによって、市場変化および顧客ニーズへの迅速な対応を図り、運用事業を強化し成長の加速を図るため。

## 合併期日（効力発生日）

平成22年7月1日（予定）

なお当該合併は、スパークス証券株式会社が行っている業務の全てを円滑に引継ぐために必要となる、当社における第一種金融商品取引業の登録等の要件を満たすことが条件となります。

## 合併比率ならびに合併交付金

当社及びスパークス証券株式会社は、いずれもスパークス・グループ株式会社の100%子会社であるため、本合併による新株式の発行および資本金の増加ならびに合併交付金の支払はありません。

## 消滅会社の新株予約権および新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はありません。

## 5. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 改正平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定であります。

## (重要な資産の譲渡)

当社は、平成22年4月28日開催の取締役会において、当社が保有する投資有価証券を譲渡することを決議致しました。

## 1. 譲渡の理由

後発事象(共通支配下の取引)に記載のとおり、スパークス証券株式会社との合併に備え、市場リスクを有する資産を、合併前に譲渡することに致しました。

2. 譲渡する相手先の名称

スパークス・グループ株式会社

3. 譲渡資産の種類、譲渡前の用途

譲渡資産の種類	投資有価証券
譲渡前の用途	シードマネー

4. 譲渡の時期

具体的な売却時期は銘柄ごとに異なりますが、概ね平成22年6月末までには売却を完了する予定であります。

5. 譲渡価額

1,608百万円(予定)

6. 当該事象の損益に与える影響

当該投資有価証券の譲渡に伴う売却損103百万円(予定)を、平成23年3月期において特別損失として計上する予定であります。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託者は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託者の親法人等（委託者の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。）又は子法人等（委託者が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託者の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託者の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定めるもの。

#### 5【その他】

平成22年5月20日開催の臨時株主総会にて、第一種金融商品取引業等を行うため等、定款の一部変更決議を行っております。平成22年7月1日をもってスパークス証券株式会社を吸収合併し、第一種金融商品取引業を承継しました。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

##### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 中央三井アセット信託銀行株式会社

資本金の額 110億円（平成22年6月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 510億円（平成22年6月末日現在）

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき、信託業を営んでいます。

再信託の目的 原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

販売会社

名称 日興コーディアル証券株式会社

資本金の額 100億円（平成22年6月末日現在）

事業の内容 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

##### 2【関係業務の概要】

受託会社：ファンドの受託会社として信託財産に属する有価証券等の管理・計算事務を行います。なお、信託事務の一部を日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託します。

販売会社：募集・販売の取扱い、一部解約に関する事務および一部解約金、分配金、償還金の支払いに関

する業務等を行います。

### 3【資本関係】

受託会社：該当事項はありません。

販売会社：該当事項はありません。

### 第3【参考情報】

当計算期間において、法第25条第1項各号に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

平成21年11月17日 臨時報告書

平成22年1月19日 臨時報告書

平成22年2月9日 有価証券報告書、有価証券届出書

平成22年3月17日 臨時報告書

## 独立監査人の監査報告書

平成22年7月9日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社

取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）の平成21年11月11日から平成22年5月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）の平成22年5月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（当期）へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年6月30日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中**あらた監査法人**指定社員  
業務執行社員 公認会計士 大畑 茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第4期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が、スパークス証券株式会社を吸収合併する旨の記載がある。
2. 重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社が、保有する投資有価証券をスパークス・グループ株式会社へ譲渡する旨の記載がある。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

## 独立監査人の監査報告書

平成22年1月8日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中

## 新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 英 公一指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 伊藤雅人

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）の平成21年5月12日から平成21年11月10日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日興・スパークス・アジア中東株式ファンド（隔月分配型）の平成21年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

スパークス・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[委託会社の監査報告書（前期）へ](#)

**独立監査人の監査報告書**

平成21年6月17日

スパークス・アセット・マネジメント株式会社  
取締役会 御中**あらた監査法人**指定社員 公認会計士 大畑 茂  
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているスパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第3期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スパークス・アセット・マネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。